

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため、当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について半田市長に対し、意見書を提出することができる。

令和8年10月28日

半田市長 久世孝宏

1 都市計画の種類及び名称

知多都市計画半田運河周辺地区計画

知多都市計画用途地域

知多都市計画防火地域及び準防火地域

知多都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所

半田市役所建設部都市計画課

3 縦覧期間

令和8年10月29日(木)から令和8年11月12日(木)まで

ただし、土曜日・日曜日・祝日及び受付時間外を除く。